

雄武町総合計画策定に関する例規

- ・ 雄武町総合計画策定条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 議会の議決に付すべき事件を定める条例・・・・・・・・ 2
- ・ 雄武町総合計画策定審議会条例・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 雄武町総合計画策定審議会専門部会規則・・・・・・・・ 4
- ・ 雄武町総合計画策定審議会公開要綱・・・・・・・・・・ 5
- ・ 雄武町総合計画策定審議会傍聴要領・・・・・・・・・・ 6
- ・ 雄武町総合計画策定推進本部設置規程・・・・・・・・ 7

(目的)

第 1 条 この条例は、総合計画の策定に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な行政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる町政の最上位計画であり、基本構想、基本計画、実施計画及び財政計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、施策の大綱と基本的な目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。
- (5) 財政計画 実施計画に示した事業を着実に実施するため、具体的な財政収支見込みを示すものをいう。

(基本構想及び計画の策定)

第 3 条 町長は、基本構想を策定し、これに基づく基本計画、実施計画及び財政計画を策定するものとする。

(総合計画策定審議会への諮問)

第 4 条 町長は、総合計画を策定するにあたっては、あらかじめ、雄武町総合計画策定審議会条例(昭和 45 年条例第 26 号)第 2 条に基づき設置する総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 5 条 町長は、前条における手続を経て、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、議会の議決に付すべき事件を定める条例(平成 17 年条例第 2 号)第 2 条に基づき、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○議会の議決に付すべき事件を定める条例

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)

第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決に付さなければならない事件を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき事件)

第 2 条 議会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 雄武町の地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想

(2) 前号の基本構想に係る基本計画

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 16 日条例第 13 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)の施行の日から施行する。

○雄武町総合計画策定審議会条例

昭和 45 年 9 月 29 日

条例第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な調査及び審議を行うため、町総合計画策定審議会を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験の有するものから町長が任命する。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、財務企画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 6 月 28 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 6 月 24 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 16 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 7 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 16 年 3 月 22 日条例第 4 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

○雄武町総合計画策定審議会専門部会規則

昭和 45 年 9 月 26 日

規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、雄武町総合計画策定審議会条例(昭和 45 年条例第 26 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会専門部会の組織運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 審議会に次の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができ、それぞれ当該各号に掲げる事項を分掌させるものとする。ただし、2 以上の部会に関係があると認められる事項又は分類し難い事項があるときは、会長の指定するところによる。

(1) 総務・行財政部会

行財政運営、土地利用、住民参画協働及び他の部会に属さない事項

(2) 産業建設・環境部会

産業振興、社会生活基盤、環境衛生、消防及び防災交通に関する事項

(3) 社会福祉・教育部会

保健医療、地域福祉及び教育文化に関する事項

(部会長)

第 3 条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長は、部会に属する会務を掌理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 部会は、部会長が必要に応じ、会長の承認を得て招集する。

2 部会の会議については、条例第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(合同会議)

第 5 条 関係部会が意見の調整その他必要と認めたときは、会長の承認を得て合同会議を開くことができる。

2 前項の合同会議の議長は、関係部会長の協議によって定める。

(報告)

第 6 条 部会長は、部会の会議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(他部会への出席)

第 7 条 会長、会長代理者及び部会長は、部会(部会長にあっては他の部会)に出席して意見を述べることができる。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、会長の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 11 月 16 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、雄武町総合計画策定審議会条例(昭和 45 年条例第 26 号)第 2 条により設置する雄武町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議する場合は、会長が審議会に諮り、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

- (1) 雄武町情報公開条例(平成 13 年条例第 1 号。以下「公開条例」という。)第 10 条各号に掲げる事項に関し審議をする場合
- (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開の方法等)

第 3 条 審議会の公開は、会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

(会議を傍聴できる者)

第 4 条 公開とした会議は、傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第 5 条 傍聴の定員は、定めないこととする。ただし、会場における適正人員を超える場合は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴手続等)

第 6 条 傍聴の手続その他傍聴については、雄武町総合計画策定審議会傍聴要領に定めるとおりとする。

(会議資料の閲覧)

第 7 条 会議を公開するにあたっては、原則として会議資料を傍聴人の閲覧に供するものとし、会長が認める場合に当該資料を配付することができる。ただし、会議資料のうち公開条例第 10 条の規定により非開示とすることができる情報が記載されているものを除く。

(会議開催の事前公表)

第 8 条 会議を開催するにあたっては、会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではない。

(議事録の作成等)

第 9 条 審議会の議事録は、速やかに作成するものとする。

2 議事録は、委員等の氏名を記載した発言記録を原則とするが、公開条例第 10 条の規定に該当する場合のほか、その他原則によりがたい場合は、その内容を要約できるものとする。

(議事録及び会議資料の公開等)

第 10 条 公開された審議会の議事録及び会議資料は、閲覧に供することができる。

2 会議の概要は、町広報紙又は町ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

平成 18 年 11 月 30 日

要領第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、雄武町総合計画策定審議会公開要綱(平成 18 年要綱第 20 号)第 6 条の規定に基づき、雄武町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 審議会を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所及び氏名を雄武町総合計画策定審議会傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

(傍聴の禁止)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器及び棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
- (3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機及び映写機の類を携帯している者(第 5 条ただし書きにより、会長の許可を得た者を除く。)
- (4) 笛、ラッパ及び太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

第 4 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) ハチマキ、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為はしないこと。
- (4) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (5) 傍聴中は携帯電話の電源を切ること。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他審議会の秩序を乱し、又は妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 5 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映写機等で撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第 6 条 傍聴人は、すべて審議会事務担当職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 7 条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(設置)

第 1 条 雄武町の基本構想及び基本計画(以下「総合計画」という。)並びにこれらに基づく実施計画の策定に関し、必要な事項を検討するため、雄武町総合計画策定推進本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画及び実施計画の案(以下「計画案」という。)の全体調整に関すること。
- (2) 全体の計画案の策定に関すること。
- (3) その他総合計画及び総合計画に附帯する重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定本部は、次に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 町長
- (2) 副町長
- (3) 教育長
- (4) 総務課長、財務企画課長、税財管理課長、住民生活課長、健康推進課長、福祉給付課長、保育所長、産業振興課長、建設課長、上下水道課長、会計管理者、教育委員会教育振興課長、国保病院事務長、議会事務局長、消防支署長
- (5) 前号に掲げる長の所掌部門にある課長補佐の職にある者

(任期)

第 4 条 本部員の任期は、総合計画及び実施計画の策定をもって終了する。

(本部長及び副本部長)

第 5 条 策定本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は町長とし、副本部長は副町長をもって充てる。

2 本部長は、策定本部を代表し、本部事務を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 策定本部の会議の議長は副町長をもって充て、副議長は教育長をもって充てる。

(意見の聴取等)

第 7 条 策定本部が必要と認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ意見を求め、又は本部員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第 8 条 策定本部は、計画案の立案及びその他専門的な調査検討を行う補助機関として、必要に応じ複数の部会を設置することができる。

2 部会の名称及び検討事項は、策定本部が決定する。

3 部会の構成員は、係長及び同等の職にある者のうちから、本部長が指名する。

4 部会の運営について必要な事項は、本部長が指示するもののほか、当該部会が定める。

(庶務)

第 9 条 策定本部の庶務は、財務企画課において処理する。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、策定本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規程第 5 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日規程第 3 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 19 日規程第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日規程第 4 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日規程第 1 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。